

果樹産地構造改革計画について

16 生産第 8112 号
平成 17 年 3 月 25 日
農林水産省生産局長通知

改正 平成 19 年 4 月 10 日 19 生産第 184 号
改正 平成 20 年 3 月 27 日 19 生産第 9737 号
改正 平成 21 年 3 月 11 日 20 生産第 7421 号
改正 平成 23 年 4 月 8 日 23 生産第 229 号
改正 平成 27 年 4 月 27 日 27 生産第 340 号
改正 平成 28 年 9 月 13 日 28 生産第 872 号
改正 令和 2 年 6 月 23 日 2 生産第 544 号
改正 令和 7 年 9 月 3 日 7 農産第 2595 号

第 1 果樹産地構造改革計画の趣旨

我が国では、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、北海道から沖縄まで、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている。果樹農業は、我が国の農業産出額の 1 割を占めるとともに、地域経済にとって重要な産業であり、特色ある豊かな文化の形成、国民の健康の維持・増進にも寄与してきた。

近年、我が国の高品質な果実生産は高く評価され、国内においては果実価格の上昇に伴い産出額も増加し、経営体当たりの所得の増加につながっている。また、海外においても、生鮮果実の輸出増加に一端が示されるように、日本産果実の評価が高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。しかし、人口減少等を背景にした担い手・後継者の不足や、気候変動に伴う高温等の影響により、果実の生産量は減少しており、そのポテンシャルを十分に活かしきれず、国内外の需要に応えきれていない。そればかりか、果実価格の上昇により一部の経営体の所得が増加しても、生産量の減少は地域農業を支える流通等のインフラの衰退、ひいては地域産業の衰退につながりかねない状況である。

こうした状況を踏まえ、労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動への対応や、担い手の育成・確保、労働力の確保、地域の基幹産業としての付加価値の向上等により、生産基盤の強化を加速化することで、産地構造を改革し、競争力のある産地を構築することが喫緊の課題となっている。

そのような中で、生産面積当たりの収量を飛躍的に向上することが可能な省力樹形等の技術が萌芽しており、また、これまで分業されてきた果実加工等の食品産業からの果実生産への参画の動きが見られる。加えて、成長著しい輸出産業にサプライチェーンが一体となって参画し、収益の拡大を目指す動きが顕れている。果樹農業は、こうした技術・経営のイノベーションの只中にあり、その取組をスピード感をもって全国に波及させることが、個々の経営の競争力強化につながり、ひいては果樹農業の持続的な発展に重要である。

このため、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に目指すべき具体的な姿（目標）を定めた果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定し、産地計画に基づく取組を推進することにより、果樹産地の構造改革を推進

する。

第2 産地計画の策定主体

- 1 産地計画の策定主体は、原則として、産地をカバーする生産出荷団体（農業協同組合、農業協同組合連合会及びこれら以外の者であって果実の出荷又は加工の事業を行うものが組織する出荷事業者団体をいう。）、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等により組織する協議会（以下「産地協議会」という。）とする。

なお、産地全体の生産基盤を強化する観点から、産地協議会には、産地内の多様な農業者、経営体等が参画できるよう努めるものとする。

- 2 産地協議会は、構成組織のいずれかを主体とした事務局を設置するとともに、産地協議会の運営に係る規約を策定するものとする。

第3 産地計画の内容

産地協議会は、次に掲げる事項を内容とする産地計画を策定するものとする。これら以外の項目については、産地の実情に応じて必要な項目を記載することとする。

1 目標年次

2 産地の合意体制

3 目指すべき産地の姿

（1）目指すべき産地の理念

（2）生産基盤強化に関する事項

ア 労働生産性の向上及び気候変動等への対応

① 生産を振興する品目・品種

消費者・実需者のニーズへの対応や気候変動による栽培環境の変化等を踏まえて選定する。

② 品目・品種別の生産目標、計画

需要や労働力に見合った安定的な生産・出荷を行える品種構成となるよう、果実品質のみならず、時期別の需要量の推移や品種毎の収穫時期の違いも勘案して策定する。

③ 労働生産性の向上に向けた取組

園地の集積・集約化や基盤整備の推進、省力樹形等への改植・新植、スマート農業・機械化の推進、大規模経営体の育成・参入等について、現状の整理・分析と今後の対応について記載する。

④ 気候変動等への対応に向けた取組

生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に関する現状の整理・分析と今後の資機材による対策や、産地における品種構成の見直し等の検討について記載する。

⑤ 病虫害・鳥獣害対応に向けた取組

病虫害や野生鳥獣による被害に関する現状の整理・分析と今後の対応について記載する。

⑥ 花粉・苗木の確保に向けた取組

花粉や苗木等の果樹農業に必要な生産資材の確保に関する現状の整理・分析と今後の対応について記載する。

イ 担い手の育成・確保、労働力の確保

① 担い手の考え方

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく地域計画との整合について記載する。

② 担い手の育成・確保に向けた取組

上記①に基づく担い手数など現状の整理・分析と、技術研修と園地継承を併せて行う果樹型トレーニングファームの取組など担い手の育成・確保の方法等について記載する。

③ 果樹農業の魅力の向上・発信に向けた取組

果樹に関心をもつ者が果樹農業に魅力を感じ、新規就農につながるような、省力樹形などの労働生産性の高い果樹農業や、就労条件や農作業安全、社会保険労務士の活用といった産地の環境整備の取組及びその発信手法について記載する。

④ 多様な農業者による園地の保全管理に向けた取組

農地が優良果樹園地として利用され続けていくことを推進するとともに、担い手への集積・集約を進めていくため、産地における地域計画の策定状況など今後の見通しについて記載する。

⑤ 労働力不足への対応に向けた取組

労働力不足に関する現状の整理・分析と、サービス事業体の活用や関連産業等との協働、着色作業の省略等の作業の省力化等による季節的な作業ピークへの対応や、季節性に対応する短期労働力の確保のための環境整備など、今後の対応について記載する。

⑥ 大規模経営体の参入に向けた取組

大規模経営体に関する現状の整理・分析と、今後の果樹農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保の推進に向けた対応について記載する。

ウ 地域の基幹産業としての付加価値の向上

① 輸出や加工等の関連産業との連携

輸出や加工等の関連産業との連携に関する現状の整理・分析と、こうした事業者と産地の連携など今後の対応について記載する。

② 定年者等の地域住民、交流人口の参加

定年者、高齢農家、交流人口や地域商社など多様な人材の参加に関する現状の整理・分析と、多様な人材が参加しての製品の開発など今後の対応について記載する。

(3) 需要への対応に関する事項

ア 国内需要への対応

① 手に取りやすい国産果実生産・供給への対応

労働生産性の高い栽培体系への転換による、比較的手頃な価格で日常的に摂取してもらえるような果実生産・供給に関する現状の整理・分析と、今後の対応について記載する。

② 果実加工品の生産・供給への対応

加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給に関する現状の整理・分析と、今後の対応について記載する。

イ 海外から稼ぐ力の強化

海外需要の開拓や輸出、知財の保護・活用といった戦略的な海外展開などに関する現状の整理・分析と、今後の対応について記載する。

(4) 流通及び加工の合理化に関する事項

ア 集出荷・流通対策

① 集出荷の効率化の推進

集出荷施設・選果場等の共同利用施設に関する現状の整理・分析と、共同利用施設の再編集約・合理化やA I 選果機の導入推進など今後の対応について記載する。

② 果実輸送の合理化の推進

果実やコンテナ等の出荷規格や輸送手段に関する現状の整理・分析と、これらの見直しなど今後の対応について記載する。

イ 果実の加工

① 国産の加工用原料果実の確保

加工専用果実の生産に関する現状の整理・分析と、今後の生産や環境整備などの対応について記載する。

② 多様なニーズに対応した果実の加工

果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような商品開発に関する現状の整理・分析と、新たな商品開発や実需者との連携、果実加工品生産技術の開発・導入など今後の対応について記載する。

(5) その他必要な事項（自然災害への備え等）

自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するため、産地において特に対応すべきリスクや事前防災や事業継続計画の策定などの対応方針、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険や果樹共済といったセーフティネットへの加入促進に関する方針について記載する。

第 4 対象期間

産地計画の対象期間は、原則として 5 年間とする。

なお、中長期的展望を踏まえた目標設定とするため、20 年後の「目指すべき産地の姿」を念頭に、対象期間の終了年である 5 年後（以下「目標設定年度」という。）の目標値を設定することとする。

第 5 対象となる果樹

- 1 産地計画の対象となる果樹は、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和 36 年政令第 145 号）第 2 条で定められた 13 品目（以下「政令指定 13 品目」という。）を中心とするが、その他の果樹も対象とすることができる。

ただし、政令指定 13 品目以外の品目について産地計画を策定する場合は、原則として、果振法第 2 条の 3 に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画（以下「都道府県果樹農業振興計画」という。）における振興品目に位置付けることとする。

- 2 複数の品目を生産する産地において、複数の品目をまとめて産地計画を策定するか、品目ごとに策定するかは、産地の実情を踏まえ、実効性が高い方法を選択することとする。

第 6 対象となる産地の範囲

- 1 対象となる産地の範囲は、原則として、集出荷施設を核として一体的に生産及び出荷を行う生産出荷組織又は同一の地域で共通する主産品目を生産する流通・販売ネットワークを軸とした集団とする。

2 産地の範囲の設定に当たっての留意点

- (1) 同一の生産・出荷戦略を持つ範囲で、地域の実情に応じて、実効性の高い範囲を設定する。
- (2) 前号を達成するために、同一の産地内で複数の産地計画を策定することができるものとする。

第7 産地計画の策定に当たっての留意事項

- 1 産地協議会は、産地計画が次に掲げる事項に適するように、十分留意するものとする。
 - (1) 果振法第2条に基づき策定される、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえたものであること。
 - (2) 都道府県果樹農業振興計画や、その他都道府県が策定する計画との整合が図られたものであること。
 - (3) 産地の関係者との合意が十分に得られたものであること。
 - (4) 産地の実情を踏まえた実効性の高いものであること。
 - (5) 設定した目標の実現性が高いものであること。
- 2 産地協議会は、産地計画の策定に当たっては、「水田農業高収益化推進計画の策定について」（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をはじめとする計画等との整合性に十分配慮するものとする。
- 3 産地協議会は、産地計画の策定に当たって、消費者、流通・加工・販売業者等幅広い関係者の参加を求め、意見を聴くよう努めるものとする。
- 4 地域計画との連携
永年性作物である果樹の特性に鑑み、農地が長年に渡り優良果樹園地として利用され続けていくことを推進するとともに、担い手への集積・集約を進めていくことが重要である。このため、産地計画の策定に当たっては、農地の集積・集約化等に向けた取組を加速化し、地域の話し合いにより、全国の市町村で目指すべき将来の農地利用を目標地図として明確化する「地域計画」の策定・見直しと一体的に推進するものとする。なお、地域計画は地域内での話し合いにより随時見直しを図っていくものであることから、都道府県及び市町村における地域計画担当部局と果樹生産振興担当部局とが相互に緊密に連携し、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保するものとする。

第8 産地計画の提出等

- 1 産地協議会は、策定した産地計画を都道府県知事及び都道府県果実生産出荷安定協議会（以下「都道府県果協」という。）（都道府県果協が置かれていない場合は、都道府県知事）に提出するものとする。
- 2 都道府県は、産地計画を受理するに当たり、当該計画が基本方針及び都道府県果樹農業振興計画と整合していることを確認するものとする。受理した産地計画については、随時、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- 3 産地計画を変更する場合又は産地計画の対象期間終了後に次期産地計画を策定する場合は、1及び2を準用するものとする。

第9 産地計画の点検、評価等

- 1 産地協議会は、毎年度の産地計画に基づく取組の進捗状況等について、別紙様式を参考として、自ら点検に努め、次年度以降の取組の改善を図るとともに、必要に応じて、産地計画の目標及び内容の見直しを行うものとする。
- 2 産地協議会は、策定翌年度から毎年度の6月末日までに、別紙様式により、毎年度3月末日時点の産地計画に基づく取組の進捗状況等について、自ら評価するとともに、その結果を都道府県果協、都道府県（都道府県果協が置かれていない場合は、都道府県）を経由し地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により評価結果の報告を受けた場合には、その内容を確認の上、都道府県、都道府県果協と連携し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。
- 4 産地協議会は、1から3までを踏まえ、必要に応じて、産地計画の目標及び内容の見直し並びに次期産地計画の策定を行うものとする。

第10 国や都道府県等の指導、助言等

国、都道府県及び都道府県果協は、連携の上、産地計画の策定及びその目標の達成に向けた取組が円滑かつ的確に推進されるよう、産地協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 関係者との連携

- 1 産地協議会は、規模拡大を図ろうとする担い手等について効率的に園地集積を図るため、農地中間管理機構と情報共有その他の連携を図るものとする。
- 2 産地協議会は、産地計画の目標達成に向け、流通・加工・販売業者等との連携方策を検討、実施するよう努めるものとする。

第12 その他

- 1 産地協議会は、第3の3の(2)のイの①に該当する担い手のうち認定農業者及び果樹園経営計画認定者でない者が認定農業者又は果樹園経営計画認定者となるよう努めるものとする。
- 2 産地協議会は、近年、気象災害が増加していることに鑑み、産地計画の対象である生産者に対し収入保険及び果樹共済といったセーフティネットへの加入を促進し、果樹経営の安定に努めるものとする。

附則（平成19年4月10日付け19生産第184号）

平成18年度以前にかんきつ園地転換特別対策事業又は広域連携等産地競争力強化対策事業を実施した産地については、この通知による改正前の果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第8

の規定を適用する。

附則（平成 20 年 3 月 27 日 19 生産第 9737 号）

この通知による改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 3 月 11 日 20 生産第 7421 号）

この通知による改正は、平成 21 年 3 月 11 日から施行する。

附則（平成 23 年 4 月 8 日付け 23 生産第 229 号）

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 改正前の本通知の第 7 の 2 に基づき、平成 23 年 3 月末日までに地方農政局長等に報告された産地計画の評価結果については、改正前の本通知の第 7 の 3 に基づき取り扱うものとする。
- 3 改正前の本通知の第 8 の 2 に掲げる事業を実施した産地については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（平成 27 年 4 月 27 日 27 生産第 340 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。
- 2 平成 27 年度の果樹経営支援対策事業については、これを行おうとする産地協議会が、改正前の本通知の第 6 により産地計画の承認を受けた産地協議会であって、平成 27 年度中に改正後の本通知の第 6 により産地計画の承認を受けることが確実と認められる場合にあっては、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成 13 年 4 月 11 日付け 12 生産第 2774 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、第 8 の 2 の規定にかかわらず、実施できるものとする。
- 3 改正前の本通知の第 6 により産地計画の承認を受けた産地であって、目標設定年度に達する前に、新たに、改正後の本通知に基づき産地計画を策定しようとする場合にあっては、改正前の本通知に基づく目標設定年度が到達したものとみなし、同通知第 7 の 2 の規定を適用する。

附則（平成 28 年 9 月 13 日 28 生産第 872 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 9 月 13 日から施行する。

附則（令和 2 年 6 月 23 日 2 生産第 544 号）

- 1 この改正は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 改正前の本通知の第 6 により産地計画の承認を受けた産地であって、目標設定年度に達する前に、新たに、改正後の本通知に基づき産地計画を策定しようとする場合にあっては、改正前の本通知に基づく目標設定年度が到達したものとみなし、同通知第 7 の 2 の規定を適用する。

附則（令和 7 年 9 月 3 日 7 農産第 2595 号）

- 1 この改正は、令和 7 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 改正前の本通知の第 8 により産地計画の承認を受けた産地であって、目標設定年度に達する前に、新たに、改正後の本通知に基づき産地計画を策定しようとする場合にあっては、改正前の本通知に基づく目標設定年度が到達したものとみなし、同通知第 9 の 2 の規定を適用する。

点検実施年月日 年 月 日
都道府県名
産地協議会名

0 果樹産地構造計画の評価について

産地の状況について、昨年度の現時点と比較して自己評価します。

【選択肢】

産地の持続的な発展に向けて、

- 1：良い方向に進んでいる
2：さほど変わらない
3：悪い方向に進んでいる

記入欄

以下については、産地の現状分析、今後の改善のため現況を記載してください。

1 生産基盤強化に関する事項

(1) 労働生産性の向上及び気候変動等への対応

① 果樹の生産量

産地計画に位置付けた「生産を振興する品目・品種」について、生産量を記載します。品目が複数の場合は、各品目の生産量も記載します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12
(合 計) トン	トン	トン	トン	トン	トン
(品目名) トン	トン	トン	トン	トン	トン

※ 必要に応じて行を追加すること。

② 果樹の栽培面積

産地計画に位置付けた「生産を振興する品目・品種」について、栽培面積を記載します。品目が複数の場合は、各品目の栽培面積も記載します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12
(合 計) ha	ha	ha	ha	ha	ha
(品目名) ha	ha	ha	ha	ha	ha

※ 必要に応じて行を追加すること。

③ 省力樹形の導入面積

産地計画に位置付けた省力樹形（注）の導入面積を記載します。品目が複数の場合は、各品目の導入面積も記載します。また、栽培方法名を下段に記載します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12
(合 計) ha	ha	ha	ha	ha	ha
(品目名) ha	ha	ha	ha	ha	ha

※ 必要に応じて行を追加すること。

品目名	栽培方法名（省力樹形）
[例]りんご	トールスピンドル、新わい化

※ 必要に応じて行を追加すること。

④ 省力的な植栽方法の導入面積

産地計画に位置付けた省力的な植栽方法（注）の導入面積を記載します。品目が複数の場合は、各品目の導入面積も記載します。また、栽培方法名（又は概要）を下段に記載します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12
ha	ha	ha	ha	ha	ha
(品目名) ha	(品目名) ha	(品目名) ha	(品目名) ha	(品目名) ha	(品目名) ha

※ 必要に応じて行を追加すること。

品目名	栽培方法名又は概要（省力的な植栽方法）
[例]りんご	半密植、整列的な配置

※ 必要に応じて行を追加すること。

（注）省力樹形は以下のアを満たし、かつイ又はウを満たすもの、省力的な植栽方法は以下のア～ウのいずれかを満たすものをいう樹形、植栽方法をいう。

ア 未収益となる期間の短縮が期待できること

イ 10 アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること

ウ 10 アール当たり収量について、慣行栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

⑤ 高温に対応した技術的対策

高温の影響を減少させるために実施する技術的対策について、産地の生産者の取組状況を以下の選択肢から選んで記入します。また、取り組んでいる具体的な技術的対策の内容を下段に記載します。

【選択肢】

高温に対応した技術的対策について、産地の担い手の

1 : 8 割程度が取り組んでいる（ほとんどが取り組んでいる）

2 : 5 割程度が取り組んでいる（半分程度が取り組んでいる）

3 : 2 割程度が取り組んでいる（ほとんど取り組んでいない）

記入欄

品目名	高温に対応した技術的対策
[例]うんしゅうみかん	遮光ネットの設置、かん水の実施

※ 必要に応じて行を追加すること。

（2）担い手の育成・確保、労働力の確保

① 新たな担い手の育成・確保に向けた取組

新たな担い手の育成・確保に向けた取組の内容について、選択肢の中から記入欄に記載します。

【選択肢】

昨年度の 3 月末日時点と比較して、産地の新規就農者が

1 : 11 人以上増加している

2 : 1 ～10 人増加している

3 : 増加していない

記入欄

【選択肢】

産地への就農希望者に対して、

1 : 技術研修と研修園地の継承に取り組んでいる

2 : 技術研修と経営開始時の園地幹旋に取り組んでいる

3 : 技術研修又は園地幹旋のいずれかに取り組んでいる

4 : 上記 1 ～ 3 のいずれにも取り組んでいない

記入欄

- ② 労働力不足への対応に向けた取組
労働力不足への対応に向けた取組の内容について、選択肢の中から記入欄に記載します。

【選択肢】

労働力不足に対応するため、産地として

- 1：人材斡旋又は作業受託を行うサービス事業体を活用している
- 2：サービス事業体は活用していないが、
 その他手段により労働力不足への対応に取り組んでいる
- 3：上記1、2のいずれにも取り組んでいない

記入欄

- ③ 大規模経営体の参入に向けた取組
大規模経営体（注）の参入に向けた取組の進捗状況について、選択肢の中から記入欄に記載します。

【選択肢】

大規模経営体の参入に向けて、

- 1：相談窓口の設置など環境整備等に取り組んでいる
- 2：相談窓口の設置など環境整備等の取組を検討している
- 3：検討していない

記入欄

（注）大規模経営体の定義は以下のとおり。

現在又は将来的に、スマート農業技術や雇用労働力を活用した大規模かつ効率的な果樹経営を展開する法人経営体

2 需要への対応に関する事項

- （1）国内需要への対応

国内需要に対応するための取組の状況について、選択肢の中から記入欄に記載します。

【選択肢】

加工原料用果実について、

- 1：一部経営体又は産地として専用園地で生産している
- 2：一部経営体又は産地として専用園地で生産を検討している
- 3：専用園地での生産を検討していない

記入欄

- （2）輸出

輸出の取組状況について、選択肢の中から記入欄に記載します。

【選択肢】

輸出について、

- 1：一部経営体又は産地として取り組んでいる
- 2：一部経営体又は産地として輸出を検討している
- 3：輸出を検討していない

記入欄

3 流通及び加工の合理化に関する事項

- （1）集出荷・流通対策

産地における選果場の数を記載します。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
選果場						
うちAIを導入した選果場						

※ 必要に応じて行を追加すること。

以上